

令和4年度県産農産物海外販売力強化事業（アメリカにおける県産牛肉流通実態調査） 業務委託仕様書（案）

農産物マーケティング室

この仕様書は、長野県（以下「委託者」という。）が行う令和4年度県産農産物海外販売力強化事業（アメリカにおける県産牛肉流通実態調査）（以下「本業務」という。）を委託するにあたり、その仕様等に関し必要な事項を定めるものである。

1 事業名

令和4年度県産農産物海外販売力強化事業（アメリカにおける県産牛肉流通実態調査）業務

2 目的

県産牛肉のアメリカへの輸出は、京都食肉市場から輸出されていることは把握しているものの、アメリカに輸入された後、どこで、どのように売られているかが不明。

当該実態調査では、アメリカ西海岸での県産牛肉の流通実態（どこで、どのように売られているか）を把握（流通の一部で可）するとともに、輸入事業者から県産牛肉の評価（取り扱い）を聞き取るものとする。

また、当該調査結果を参考に今後の県産牛肉のアメリカへの輸出に向けた検討を行うこととする。

3 委託期間

契約締結日から令和5年1月27日までとする

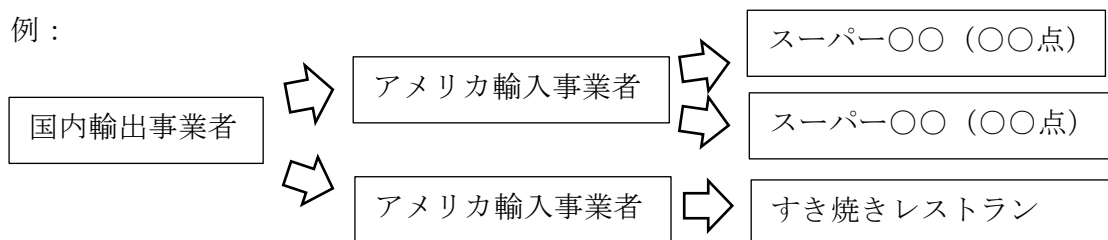
4 調査手法

- （1）京都食肉市場及び輸出事業者へのヒアリング
- （2）渡航（又は現地協力者）により、アメリカ輸入事業者へのヒアリング
- （3）渡航（又は現地協力者）により、アメリカ西海岸における県産牛肉の販売の様子の記録（小売店・飲食店等それぞれ1事例以上）

5 業務の内容

- （1）県産牛肉のアメリカ西海岸での流通フロー図の作成

例：



国内輸出事業者：株式会社〇〇〇〇（具体的企業名）

アメリカ輸入事業者：〇〇〇〇、〇〇〇〇（具体的企業名）

小売店：〇〇〇〇、〇〇〇〇（具体的店舗名）

飲食店：〇〇〇〇、〇〇〇〇（具体的飲食店名）

- (2) 国内流通事業者へのヒアリング
 - ・ 京都食肉市場での県産牛肉の輸出事業者のリサーチ、ヒアリング
 - ・ 輸出事業者の輸出状況（輸出量、形状、部位、取引先等）のヒアリング
 - ・ 輸入事業者（取引先）のリサーチ
- (3) アメリカ西海岸の流通事業者へのヒアリング
 - ・ 輸入事業者のリサーチ
 - ・ 輸入事業者からの県産牛肉の販売状況のヒアリング
- (4) アメリカ西海岸で県産牛肉を販売している小売店・飲食店等バイヤーに対して県産牛肉の評価、取扱う上での課題、産地（牛肉）に求める要望（対応）等に関するヒアリング
- (5) 小売店・飲食店等での販売様子の記録（小売店・飲食店等それぞれ1事例以上）
- (6) 本県産牛肉の輸出拡大に向けた課題と示唆（提案）
- (7) レポートのまとめ

6 成果品

県産牛肉の流通実態調査報告書（レポート）

7 完了検査

- (1) 受託者は、本業務完了後、業務完了報告書を提出すること。
- (2) 受託者は、本業務完了後、本業務の責任者の立ち会いの上、委託者の検査を受けるものとする。
- (3) 受託者は、検査の結果、委託者から補正の指示があった場合は、速やかに補正を行い、再検査の合格をもって完了とする。

9 対象経費

- (1) 本業務委託の対象となる経費は、以下のとおりとする。
 - ア 流通実態調査の実施に必要な経費
 - イ アメリカ西海岸への渡航費
 - ウ その他事業実施に必要な経費
- (2) 本業務委託の対象とならない経費は、以下のとおりとする。
 - ア 機械・機器等購入経費
 - イ 土地・建物を取得するための経費
 - ウ 施設や設備を設置または改修するための経費
 - エ 飲食にかかる経費
 - オ その他、事業と関連が認められない経費
- (3) 一般管理費

事業経費の合計額の10%以内であること

10 成果品の帰属

- (1) 委託により作成された成果品に関する全ての権利は、委託者に帰属する。
また、著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は受託者において必要な権利処理を行うこと。
- (2) 本事業成果物等にかかる権利は、受託者が従前権利を有していたものを除き、委託者に帰属する。
また、加工及び二次利用できるものとする。なお、合理的な理由がある場合はこの限りでないが、留保される権利について、委託者に無期限で使用許諾し、一切の権利行使をしないこと。

11 個人情報の取得・保護・管理等

- (1) 受託者は、本業務の実施上知り得た情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用してはならない。また、契約期間終了後も同様とする。
- (2) 受託者は、個人情報の保護については十分に注意し、流出・損失を生じさせないこと。
- (3) 受託者は、成果品を第三者に閲覧させ、複製させ、又は譲渡してはならない。ただし、委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。

12 再委託

- (1) 受託者は、本委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
ただし、委託者が書面によりあらかじめ承諾した時は、その限りでない。
- (2) 委託者により再委託が承諾されたときは、受託者は再委託に対して本委託業務に係る一切の義務を遵守させるものとする。

13 その他

- (1) 受託者は、新型コロナウイルス感染症の状況を常に考慮し、本業務が滞りなく実施されるよう努めること。そのため受託者は、予め関係各所と緊急事態宣言やまん延防止等重点措置（米国にあっては、それに類する措置）が発令された場合の対応を協議し、委託者の了承を得ることとする。
- (2) 受託者は、やむを得ない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合は、予め委託者と協議のうえ、仕様書変更の承認を得ること。
- (3) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に疑義が生じた場合には、委託者と協議すること
- (4) 受託者は、本仕様書に記載されていない事項については、委託者の指示に従わなければならない。
- (5) 委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、協議の上、書面によりこれを定める。